

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年10月25日（火）9：00～9：50

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、機構における許認可審査案件の優先順位について説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した

- No. 3, No. 11, No. 17, No. 21 の申請について、機構の許認可希望の時期と規制庁の審査担当班が認識している機構の許認可希望の時期が一致していない。また、No. 26, No. 27, No. 28 の申請について、年内に申請としているが、規制庁の審査担当班に認識されていない可能性がある。当該申請について、担当者間で認識を一致させるよう認識共有を図ること。
- No15 の申請について、本来はまとめ資料として整理されるべき記載がまとめ資料ではなく申請書に記載されている点が議論となっていると認識している。作業に後戻りがないように、整理の方針及び考え方に関して、機構と審査担当班との間で、作業を開始する前に認識共有を図った上で効率的に対応してほしい。
- FCA において、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る規定を追加する保安規定認可申請が今後申請されると認識している。資料中に記載がないので、次回以降記載すること。
- HTTR について、令和4年9月22日の面談にて、これまで保安規定に定められた特殊試験を明確化するため、設置変更許可の申請書に記載した変更許可申請を今後予定している旨の行政相談を受けた。その際、規制庁から、設置変更許可申請に記載のある通常運転及び保安規定に定められた特殊試験の具体的な範囲をまず整理するよう指摘をしたところ、当方が求める内容とは異なる回答がなされ、手戻りが発生した。規制庁側の指摘で趣旨が不明な場合や内容を十分に理解できていない場合は、面談の場で確認を行うこと、指摘に対応するための回答方針を資料作成前に確認を行うこと、規制庁の指摘を文面に残し、抜け漏れがないようリスト化することなど、双方で共通認識を得なが

ら効率的に作業を進められるよう工夫を図ってほしい。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- 機構の許認可希望の時期と規制庁の審査担当が認識している機構の許認可希望の時期が一致していない申請については、担当者間で認識を一致させるよう認識共有を図っていく。
- 大洗研究所 廃棄物管理事業の許認可申請（No15, No. 20, No. 22）の申請については、許認可申請に係る対応を強化するため、部長級の職員を追加し、確認体制を強化するとともに、安全・核セキュリティ統括本部も対面で面談に参加するなど対応を改善する。
- 大洗研究所 廃棄物管理事業や HTTR の許認可申請の審査の進め方について指摘を受けたが、これらの申請に限らず、規制庁からの指摘については、指摘事項の回答の方針を面談の場で確認するとともに、指摘事項の趣旨を適切に把握した上で、コメントリストを適切に整備するなど対応改善を図っていく。
- FCA にて、今後申請予定の放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る規定を追加する保安規定認可申請については、次回の資料に反映する。

6. 配布資料

原子力規制庁研究炉等審査部門等における JAEA 許認可審査案件

以上